

第18回 住民記録システム等標準化分科会

日 時：令和5年8月4日(金)

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

水島 聡史 神戸市地域協働局住民課係長

木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部参事兼情報政策課長

摩尼 真 町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長

高橋 登 日野市企画部参事兼情報政策課長

森 圭子 藤沢市市民自治部市民窓口センターセンター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

熊谷 和泉 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

河合 明人 倉敷市市民課主幹兼デジタルガバメント推進室主幹

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構理事

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化エキスパート

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

（準構成員）

長友 悟 株式会社 RKKCS 企画開発本部住基内部システム部長

上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長

新谷 則之 株式会社 TKC 住民情報システム技術部

住民情報システム第三グループ課長

山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション1部

藤野 正則 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門

住民情報システム開発統括部 住民情報グループ
プロフェッショナル
青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ
公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部
ADWORLD強化センタ センタ長
大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部
社会保障・フロントソリューション事業部
シニアディレクター

【議事】

- ・住民記録システム標準仕様書【第4.1版】案、印鑑登録システム標準仕様書【第3.1版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第2.1版】案について

【概要】

1. 住民記録システム標準仕様書【第4.1版】案について

○資料1の3ページによると、QRコード化できない行政事務標準文字については、QRコードで表現した行政事務標準文字図形名を付記することとなっています。行政事務標準文字がQRコードに入らないのは技術的制約からやむを得ないため、別途行政事務標準文字図形名を付記することが現実的と考えます。一方、想定される職員によるオペレーションにおいては、可読な文字列表記のほうが利便性も高いと考えられることから、付記する行政事務標準文字図形名をQRコード化する必要はあるのでしょうか。

また、7ページで示されている追加となるオプション機能は、「行政事務標準文字図形名から文字の照会ができること。」ではなく、「QRコードを読み取り、そこから得られた行政事務標準文字図形名から文字の照会ができること。」とすべきではないでしょうか。

→第19回検討会において、印字する案は職員の目視及び入力誤り等の観点から慎重に検討するよう議論があったところ、行政事務標準文字図形名を転出証明書に印字する案に比べ、職員が目視及び手入力する作業がなくなり、職員の負担を軽減し、入力誤りを避けることができると想定しております。

オプション機能については、ご記載いただいた場面にて使用することを想定しており、ご指摘を踏まえて記載を修正します。

○諸元表（第4.1版）_転出証明書について、「項番47：QRコード共通行政事務標準文字用」と「項番53：QRコード個人行政事務標準文字用」では、最大表示可能文字数が明記されていないので明記いただきたいと考えます。（デザイン上、出力させる領域を保持させるために最大表示文字数は必要と考えます。）もしくは、最大表示文字数は設けませんが独自判断が可能であればその旨を記載

いただきたいと思います。

→model2 で規定しているので、英数字 4296 字が最大値になります。「？」に対応する行政事務標準文字図形名が 8 字及びコンマの 1 字となり、これを超えることは想定しておりません。

○「SJIS で符号可能な JIS X0208 と一意に変換できない字をすべて「？」に変換」とあり、「（「？」に置き換えられた文字）があった場合、該当の文字をデータ項目の順且つ項目内に表記されている順に行政事務標準文字図形名を用いて示す QR コードを印字」とあります。

また、変換できない文字が多数あった場合もこの順番で判別可能とのことですが、何らかの理由によって QR コードの順番が異なっていた場合等、システムにおいては正確な判定ができなくなる場合も想定され、職員による確認作業が負担になると考えます。

以上より、データ項目を QR コードに変換する際に変換できない文字を「？」に置き換えるのではなく、「日本 太？」を「日本 太 MJ123456」とするようにより、「行政事務標準文字図形名」に置き換える取扱いとすることで、システムにおいて判定可能となるのではないのでしょうか。（例外のケースにおいても判定可能と想定。）

→項目の順、項目内に標記されている順に行政事務文字図形名が表示されるどころ、QR コードで読み取った場合でも、最終的には職員の確認作業は必要と考えます。

また、データ項目の内容を直接行政事務標準文字図形名に置き換えることも検討いたしましたが、他の文字と見分けがつきにくい、データ長が必要以上に長くなってしまいう等といったデメリットも考えられることから、当該仕様を提示しております。

○現時点においては、住基ネットは統一文字コードでの取扱いであり、標準化後も継続して転出証明書情報の文字も統一文字コードになると想定しています。そのため、転出地では転出証明書情報の項目に対して行政事務標準文字から統一文字コードへ変換することになり、転入地では統一文字コードから行政事務標準文字に変換する必要があると考えています。

転出証明書情報の統一文字コードの縮退文字の取扱いについても、今回の標準仕様書改定案と同様のシステム対応あるいは運用対応が必要になるため、職員による作業の煩雑さやミスの誘発に繋がらないよう統一した仕様にするべきと考えますので、住基ネットの転出証明書情報も含めて、ご検討をお願いします。

→住民記録システム標準仕様書 4.2.0.6～4.2.0.8 にて以下記載のとおり、現在検討中となります。

「※住民記録システムにおける文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づき、従来の文字セットから行政事務標準文字に同定し、文字の標準化を進めていく。なお、住基ネットにおける行政事務標準文字に係る文字情報の連携方法等については、検討を行っているところであり、この検討を踏まえ、再修正を行う予定である。」

○住民票の写し（世帯連記式）のレイアウトについて、「07_【参考資料3】_②住民記録_別紙_帳票一覧・レイアウト【4.1版】_v12.pdf」の5ページ右欄外のコメント内に「なお、一人一葉形式の様式では履歴は別の形に構造化するが、世帯連記式では一葉に4人分表示できることも重要という意見が多かったため、記載のようにシンプルな履歴表示とする。」とあります。

「世帯連記式」は最新のみの内容を発行し、履歴に関しては「個人票」にて表記するとした様式の使い分けから逸脱するものと考えことから、「通称の記載及び削除に関する事項」の帳票追加はしないでいただきたいと考えます。市民課等の発行窓口においても混乱を招くことが想定される上、ベンダとしても「世帯連記式」の様式に対して、異動履歴を表示する改修は、コンビニ交付等にかかる改修も含め負担が大きいものとなります。

また、今後日本人についても「世帯連記式でも異動履歴を別紙で出力する」などの仕様変更の発生により、多大な改修が発生することを危惧しています。

→ご意見を踏まえ、位置付けを検討いたします。

異動の履歴につきましては、仕様書記載のとおり転居前住所のみ記載する扱いとなります。

○住民記録システム標準仕様書 125 ページ「5.1 証明書記載事項」について、外国人の場合の「通称の記載及び削除に関する事項」が省略指定の項目から削除されていますが、統合記載欄（世帯連記式の場合は別紙）に「通称の記載及び削除に関する事項」を記載するか否かは選択可能との認識でよろしいでしょうか。

認識に相違がない場合「20.0.3 異動履歴の記載」や「20.0.5 備考の記載」のように記載が選択可能である旨を記載すると良いと考えます。

→「通称の記載と削除に関する事項」につきまして、省略可能となっております。20.1における「通称の記載と削除に関する事項」の記載箇所の変更に合わせて、5.1の修正案をご提示したところ、認識相違がないよう、住民記録システム標準仕様書 5.1 証明書記載事項の記載は変更せず、また、20.1については以下記載に修正し、（※）とした項目においては省略できる旨を明記することとします。なお、住民票（世帯連記式）における通称の記載及び削除に関する事項につきましては、上記意見を踏まえ、再度検討いたします。

・「20.1.1 住民票の写し」

「統合記載欄に、異動履歴（※）、通称の記載及び削除に関する事項（※）並びに備考（※）を記載できること。」

・「20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）」

「統合記載欄に、異動前の前住所（転居による直前の住所に限る。）（※）及び当該異動の年月日（※）を記載できること。」

○資料1 6 ページ「諸元表（第4.1版）_住民票の写し（世帯連記式）」の「2. 構成」について、「発行単位」は「転出異動者のうち通称履歴のある外国人の個人」とありますが、「世帯全員または一部のうち通称履歴のある外国人の個人」ではないでしょうか。

また「同一証明内の発行順位」は、「転出する住民の世帯内の記載順位」とありますが、「世帯内の記載順位」ではないでしょうか。

加えて「公用有無」は、「無」とありますが、「有」ではないでしょうか。

→ご指摘のとおりであるため、3点修正いたします。

○諸元表（第4.1版）_転出証明書について、「項番51：QRコード個人」のその他編集条件内に「文字コード：半角ASCIIと全角SJIS（縮退せず、SJISで符号可能なJIS X0208と一意に変換できない字をすべて「？」に変換すること。）」との記載があり、「？」と出力すべき文字を把握するための変換表が提供されると想定していますが、こういった変換表となるのでしょうか。また提供されなかった場合においては、ベンダ間で「？」となる場合とならない場合の差が出てくることを懸念しております。

→変換マップについて、統一のものを提供する予定はございません。縮退せず行うことで、転出証明書に記載の文字と変わらず入力ができる想定しております。

○諸元表（第4.1版）_住民票の写し（世帯連記式）について、「通称の記載及び削除に関する事項」の帳票においては、出力項目に「項番44：住民票コード」があり、本項目は対象者の特定のための項目だと推測しておりますが、住民票コードは省略可能項目のため対象者の特定には不向きな項目ではないでしょうか。

もしくは住民票発行時に「住民票コード省略」とした場合においても、上記「項番44：住民票コード」については出力すべき項目となるのでしょうか。

→住民票の写し（世帯連記式）の「通称の記載及び削除に関する事項」につきまして、上記意見を踏まえ、再度検討いたします。

○諸元表（第4.1版）_転出証明書

「項番 51：QRコード個人」のサンプルデータについて、生年月日の記載が誤りと思われます。

→ご指摘のとおりであるため、修正いたします。

○「2.2.3 文字コード照会等」の【考え方・理由】には「戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請」との記述があり、戸籍システムと住民基本台帳システム間の連携においては行政事務標準文字を使うこととされています。

また【参考資料3】①住民記録システム標準仕様書【第4.1版】_v11における「連携」の項目(138ページ)においては、住基ネット統一文字への変換が管理できることと記述されています。

本来同一であるべき戸籍と住基が別々に文字同定を行うことより、別の文字になってしまう可能性があることを踏まえると、行政事務標準文字の方針が定まっていながら住基ネット文字を継続使用することは、適切ではないと考えます。実務現場の状況を考慮いただき、混乱を防ぐためにも、合理的な文字基盤の導入手順を再確認すべきと考えます。

→ご認識のとおり、戸籍システムと住民基本台帳システム間の連携は行政事務標準文字を使うこととなっており、住基ネットにおける文字情報の連携方法等についても、行政事務標準文字の情報を連携するための検討をしているところ、住民記録システム標準仕様書4.2.0.6～4.2.0.8にて以下のとおり記載しています。「※住民記録システムにおける文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づき、従来の文字セットから行政事務標準文字に同定し、文字の標準化を進めていく。なお、住基ネットにおける行政事務標準文字に係る文字情報の連携方法等については、検討を行っているところであり、この検討を踏まえ、再修正を行う予定である。」

なお、本件は検討会資料においても継続検討事項としてお示ししており、検討結果を踏まえ、当該記載の修正を行うところ、御指摘の記述も修正予定です。

2. 戸籍附票システム標準仕様書【第2.1版】案について

○戸籍附票システム標準仕様書 1.1.1 戸籍の附票データの管理において「成年被後見人の該当有無」が追加されていますが、今後基本データリストが改版された際に「成年被後見人の該当有無」の項目を追加する想定でしょうか。

→今後、基本データリストにおいても「成年被後見人の該当有無」に相当する項目を追加いたします。